

令和4年第13回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(令和4年12月23日)

召集年月日 令和4年12月23日(金)  
召集の場所 総合町民センター第2会議室

開会 令和4年12月23日 午後3時00分  
閉会 令和4年12月23日 午後3時30分

出席委員(13名)

1番 細川正博	3番 渡邊典子	4番 岩崎誠一
5番 桑田一広	6番 森和哉	7番 谷口新市
8番 松尾光繁	9番 松井厚雄(職務代理)	10番 早川直助
11番 塩野鐘吉	12番 小原悟	13番 古池洋子
14番 國久博一		

欠席委員(1名)

2番 松尾豊(会長)

出席事務局

局長 新谷博樹 書記 藤原昭洋  
早川与志樹  
谷口有利子

提出議案

議案第40号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移  
転許可申請審議について

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
よる農用地利用集積計画審議について

議案第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第  
3項の規定による農用地利用配分計画について

局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和4年第13回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に  
2番 松尾委員より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、松井職務代理から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

松井職務代理、よろしく願いいたします。

松井職務代理

今日は、令和4年第13回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは 7番 谷口委員さんと 10番 早川委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長

日程2 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長  
議案第40号は、〇〇の〇〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長  
(議案第40号資料説明)  
申請地の〇〇〇〇〇〇〇〇は、譲受人の自宅近くにある農地であり、譲受人が畑をされたいとのことです。また、〇〇〇〇〇〇〇〇〇は譲受人の営農している農地の隣地であり併せて営農したいとのことです。  
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森委員 はい、議長。  
こちらは20日に渡邊委員と現地を確認いたしました。  
事務局説明のとおり、申請地の〇〇〇〇〇〇〇〇は譲受人の〇〇氏の自宅近くであり、〇〇氏が営農できると確認いたしました。また、〇〇〇〇〇〇〇〇〇は〇〇氏の営農している隣地農地と併せて営農できると確認しましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

細川委員 当該農地は農地変換していると記憶しているが、畑として使用するのか。

谷口書記 ご指摘のとおり農地変換済の農地です。現在はみかんが植わっており、〇〇氏がそのままみかんを育てる計画とのことです。

議長 ほかにご意見、ご質問がないようですので、議案第40

号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員でございますので、日程 2 議案第 40 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3・日程 4]

議 長 日程 3 議案第 41 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画審議についてを議題といたします。

この案件は、日程 4 議案第 42 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画について と併せておおい町長から同意及び意見を求められたものでありまして、2 議案を一括審議いたします。

なお、この案件につきましては、8 番 松尾光繁委員及び 13 番 古池委員には、おおい町農業委員会会議規則第 10 条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。退席される前にご意見等ございましたらお願いいたします。

(8 番 松尾光繁委員、13 番 古池委員退席)

議 長 それでは、事務局から報告をお願いします。

局 長 報告第 41 号のうち、18 筆は個人間の利用権設定、43 筆は所有者と農地中間管理機構の間で利用権を設定するものであります。

議案第 42 号は、農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農地の配分計画について意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案第 41 号、第 42 号資料説明)

今回の設定のうち、個人間の 18 筆は、始期は全て令和



藤原書記 解約する方法としては、受け手と所有者双方の合意で解約する場合と、中間管理機構に貸し付けながら受け手を変更する方法があります。前者では、協力金等の返還を求められることがデメリットとして考えられます。後者であれば協力金等の返還はありません。

細川委員 相続により所有者が変わった場合、中間管理権設定に影響はないのか。

藤原書記 使用貸借と賃貸借により一部取扱いが異なりますが、所有者が変わっても契約は継続します。相続以外に売買で所有者が変わる場合は契約を解除するのが一般的です。

議長 ほかにご意見、ご質問がないようですので、議案第41号及び議案第42号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員でございますので、日程4 議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、町へ同意することとし、日程5 議案第42号 農地中間管理機構の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画については、特段の意見なしと町へ回答することといたします。  
審議が終了しましたので、松尾光繁委員及び古池委員の入室をお願いします。

(委員入室)

議長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了し、令和4年第13回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。